

令和8年4月1日

回覧

16歳以上の自転車交通違反に

交通反則通告制度

青切符適用！

遮断踏切
立ち入り

7,000円

信号無視
右側通行

6,000円

イヤホン使用
一時不停止

5,000円

悪質・危険な違反が反則金の対象に！

※1



携帯電話使用等
(保持)

12,000円

何が変わる？

手続きが
変わる！

今までは全ての違反が

赤切符

※2

改正後は裏面の違反が

青切符

※3

- ✓ 手続上の負担の軽減…取調べや裁判のための出頭がなくなる
- ✓ 前科がつかなくなる…罰金(刑事罰)でなく行政制裁金となる
- ✓ 実効性ある責任追及…違反現場で反則金の納付書が渡される

※1…①違反自体が悪質・危険な場合、②違反により交通の危険が生じた場合、③指導警告を無視して行った場合等

※2…飲酒運転、無免許運転、妨害運転等、重大な交通違反を刑事事件(罰金以上の前科がつく可能性あり)として迅速に処理するための書類

※3…※2が適用される違反を除く比較的軽微な交通違反(裏面記載の反則行為)を迅速に処理するための書類

自転車安全利用の講習会を実施します！

日時：令和8年6月24日(水)14時~15時

場所：二宮町生涯学習センターラディアン・ミーティングルーム2

内容：注意すべき自転車ルールや場所の解説

申込方法：スマート申請(左記QRコードから)、電話

主催：大磯地区交通安全協会 共催：大磯町、二宮町 協力：大磯警察署



スマート申請

問 大磯町役場町民課

0463-61-4100

(内線237)

神奈川県警察・神奈川県交通安全対策協議会

自転車をはじめとする軽車両の反則行為と反則金の額

反則行為の種類		反則金の額 (円)	
携帯電話使用等(保持)		注① 12,000	
放置 駐車 違反	駐停車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等	12,000
		高齢運転者等専用場所等以外	10,000
	駐車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等	11,000
		高齢運転者等専用場所等以外	9,000
遮断踏切立入り		7,000	
速度 超過	25km以上30km未満		12,000
	20km以上25km未満		10,000
	15km以上20km未満		7,000
	15km未満		6,000
駐 停車 違反	駐停車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等	9,000
		高齢運転者等専用場所等以外	7,000
	駐車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等	8,000
		高齢運転者等専用場所等以外	6,000
信号無視	赤色等		6,000
	点滅		5,000
通行区分違反			
追越し違反			
踏切不停止等			
交差点安全進行義務違反		6,000	
環状交差点安全進行義務違反			
横断歩行者等妨害等			
安全運転義務違反			
通行禁止違反			
歩行者用道路徐行違反			
歩行者等側方通過義務違反			
急ブレーキ禁止違反			
法定横断等禁止違反			
路面電車後方不停止			
優先道路通行車妨害等			
環状交差点通行車妨害等			
徐行場所違反			
指定場所一時不停止等		5,000	
幼児等通行妨害			
安全地帯徐行違反			
被側方通過車義務違反			
通行帯違反			
道路外出右左折合図車妨害			
指定横断等禁止違反			
車間距離不保持			
進路変更禁止違反			
追い付かれた車両の義務違反			

反則行為の種類	反則金の額 (円)	
乗合自動車発進妨害	5,000	
割込み等		
交差点右左折等合図車妨害		
交差点優先車妨害		
緊急車妨害等		
交差点等進入禁止違反		
無灯火		
減光等義務違反		
合図不履行		注②
合図制限違反		注②
警音器吹鳴義務違反		注②
乗車積載方法違反		
軽車両整備不良		
自転車制動装置不良		注①
泥はね運転		
転落等防止措置義務違反		
転落積載物等危険防止措置義務違反		
安全不確認ドア開放等		
停止措置義務違反		
公安委員会遵守事項違反		
通行許可条件違反	3,000	
歩道徐行等義務違反		注③
路側帯進行方法違反		
並進禁止違反		
軌道敷内違反		
道路外出右左折方法違反		
交差点右左折方法違反		
環状交差点左折等方法違反		
軽車両乗車積載制限違反		
制限外許可条件違反		
原付等牽引違反		
自転車道通行義務違反	注③	
警音器使用制限違反		

注① 自転車が対象 注② 自転車以外の軽車両を除く
注③ 普通自転車が対象



県警公式アプリ
かながわポリス



アプリをダウンロードしたら交通学習をタップ
してスマートチリリンスクールにチャレンジ!



警察庁 自転車ポータルサイト

自転車の交通ルール、青切符の概要、交通
指導取締りの考え方をわかりやすくまとめ
たポータルサイトを公開しています。

車両の運転者として
自覚と責任を持ち
交通ルールを守りましょう

